

2. 令和5年度 佐賀県DV総合対策センター事業「公2」実績

DV総合対策センター事業（性暴力被害者支援事業含む）の実施にあたっては、事業に係る広報資料を作成し、県内各所へ配布する等、事業の周知及び啓発を図った。

1. 関係機関との連携、情報の収集・提供

①佐賀県DV総合対策会議の開催【佐賀県からの受託事業】

（ア）佐賀県DV総合対策会議

佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の予防教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議（以下、「対策会議」と言う。）を開催した。

- 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員
- 期 日：①令和5年5月26日②令和5年11月1日③令和6年2月2日
- 出席者：延37名
- 内 容：会議
- 開催場所：①③アバンセ②書面開催

（イ）佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会

「佐賀県DV被害者支援基本計画（第4次計画）」の計画期間が令和5年度で終了することを受け、新たな基本計画を策定するに際し、基本計画に反映させるための専門的な調査研究を行うため、対策会議に佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会を設置する。

- 委員構成：対策会議の委員のほか、必要に応じ、関係行政機関やDV被害者支援を行う民間団体等を代表する委員
- 期 日：①令和5年6月9日②令和5年10月3日
- 出席者：延30名
- 内 容：会議
- 開催場所：アバンセ

（ウ）性暴力被害者支援事業調整会

性暴力支援事業の実施に際し、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするため、性暴力被害者支援事業調整会を開催した。

- 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員で構成
- 期 日：令和5年7月28日
- 出席者：16名
- 内 容：会議
- 開催場所：アバンセ

②DV被害者支援市町連携会議の開催【佐賀県からの受託事業】

市町及び関係機関の連携強化とDV対策のさらなる充実を図るため、DV被害者支援市町連携会議を開催した。なお、第1回は全体会議とし、第2回目以降は各保健福祉事務所圏域での開催とした。ただし、唐津保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所圏域については、合同開催とした。

- 対 象：各市町のDV担当課・男女共同参画担当課・生活保護担当課・福祉担当課、県保健福祉事務所、婦人相談所、警察の担当者等
- 期 日：①令和5年5月19日②令和5年7月7日③令和5年7月13日
④令和5年7月19日⑤令和5年7月26日
- 出席者：延115名
- 内 容：会議
- 開催場所：①アバンセ②アバンセ③鳥栖総合庁舎④杵藤保健福祉事務所
⑤伊万里総合庁舎

③県内DV被害者支援民間団体等の活動支援、講師派遣【佐賀県からの受託事業】

地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がり支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行った。

- 支援団体：県内DV被害者支援民間団体等
- 期 日：①令和5年7月11日②令和5年7月18日③令和5年8月31日
④令和5年9月21日⑤令和5年9月22日⑥令和5年10月4日
⑦令和5年10月25日⑧令和5年10月30日⑨令和5年11月14日
⑩令和5年11月21日
- 支援内容：①～⑨講師派遣⑩街頭活動協力
- 開催団体：①太良町民生委員児童委員協議会②とす男女共同参画市民実行委員会
③母子生活支援施設いつくしみの苑④佐賀県国際交流協会⑤検察庁
⑥母子生活支援施設いつくしみの苑⑦佐賀県警本部
⑧唐津市母子保健推進員⑨武雄市男女共同推進市民会議
⑩ソロプチミスト佐賀有明、ソロプチミスト佐賀

④男女共同参画センター等会議等参加【佐賀県からの受託事業】

各種会議・研修への参加により、男女間の暴力の根絶に関する最新情報の収集及び本県における課題解決に必要な知識・技能の習得等を図った。

- 対 象：佐賀県DV総合対策センター職員、女性総合相談員
- 期 日：令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 参加者：延116名

2. 研修事業

①DV関係機関相談員向け研修【佐賀県からの受託事業】

DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施した。

- 対 象：DV被害者支援に関係する公的機関、民間相談機関等で具体的支援を行う相談員等
- 期 日：①令和5年4月25日②令和5年5月11日③令和5年7月12日
④令和5年10月6日⑤令和5年12月8日
- 参 加 者：延169名
- 内 容：講話、グループワーク
- 開催場所：アバンセ

②市町DV出張研修【佐賀県からの受託事業】

住民に最も身近な行政機関である市町の職員に、DV被害者の心理や加害者対応など DVに対する認識を深めてもらうため、市町の希望に応じ、出張研修を実施した。

- 対 象：市町職員
- 期 日：令和5年5月24日～令和5年10月19日
- 参 加 者：205名
- 実施回数：8回
- 内 容：講話
- 開催場所：佐賀市、唐津市、小城市、佐賀市、鳥栖市、武雄市、伊万里市、神崎市

3. 啓発事業

①DV等暴力予防教育事業【佐賀県からの受託事業】

DV予防教育を実施した。実施にあたっては、なるべく多くの学校、今まで実施していない学校への実施に努めた。

(ア) 高校生・大学生・専門学校生向けDV等暴力予防教育事業

県内高等学校及び大学、専門学校の生徒・学生を対象に、交際間における暴力（以下、「デートDV」という。）や性暴力の防止、性犯罪に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を実施し、相談先等を記載したリーフレット・カードを配付した。なお、事前に県内の高等学校及び大学等に広く呼び掛けた。

- 対 象：県内高等学校及び大学等の生徒・学生
- 期 間：令和5年6月14日～令和6年1月17日
- 開催回数：12回
- 参 加 者：2,377名
- 内 容：講話、相談先を記載したリーフレット・カード等の配付

(イ) 小学生・中学生・特別支援学校等生向けDV等暴力予防教育事業

県内小学校の児童及び県内中学校の生徒等を対象に、良好な人間関係の構築や暴力(いじめ、デートDVや性暴力等)の予防に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を、各学年の発達段階に応じた伝え方により実施した。なお、事前に県内中学校に広く呼びかけた。

- 対 象：県内小学校の児童、県内中学校の生徒、県内特別支援学校の児童・生徒等
- 期 間：令和5年5月17日～令和6年2月29日
- 開催回数：67回
- 参 加 者：5,677名
- 内 容：講話

②DV防止のための講演等事業【佐賀県からの受託事業】

(ア) 女性に対する暴力防止講演会

DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、県民を対象とした講演会を開催した。

- 対 象：県民(100名程度)
- 期 日：①令和5年11月22日②令和5年12月13日～令和6年1月10日
- 参 加 者：①62名②93名
- 内 容：講演、トークセッション
- 開催場所：①アバンセホール②YouTubeによる録画配信
- 主 催：佐賀県
- 主 管：佐賀県DV総合対策センター
- 後 援：佐賀県警察本部、佐賀県弁護士会、佐賀県教育委員会、佐賀県PTA連合会、佐賀県医師会、佐賀県産婦人科医会、一般社団法人佐賀県公認心理師協会、公益社団法人佐賀県看護協会、公益社団法人佐賀県社会福祉士会、佐賀県人権擁護委員連合会、認定NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS、国際ソロプチミスト佐賀有明、国際ソロプチミスト佐賀、佐賀県民生委員児童委員協議会、国立大学法人佐賀大学、西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学(順不同)

(イ) DV防止啓発展示

DVをはじめとする女性に対する暴力についての理解を深めてもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、啓発パネル等を展示した。

- 対 象：県民
- 期 間：令和5年11月1日～11月30日
- 場 所：アバンセ、県庁、佐賀メディカルセンタービル、佐賀大学附属図書館本館、県内各高校・大学・短期大学・専門学校
- 内 容：横断幕掲出、パープルライトアップ、啓発展示等

4. 調査・研究事業

①DV予防教育事業等でのアンケートの実施【佐賀県からの受託事業】

DV予防教育事業の実施後に、児童・生徒・学生等に対するアンケートを行うことで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てた。

- 対 象：DV予防教育等を実施した学校
- 回答者数：高校・大学・専門学校生等 2,046 名、小・中学校生 4,807 名
- 実施内容：アンケート調査
- 理 解 度：高校・大学・専門学校生等 99.5%、小・中学校生 97.3%

②佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画（2019年度～2023年度））に伴う

支援強化事業【佐賀県からの受託事業】

第4次計画に基づき、以下の新たな支援方法の実施に向けて取り組んだ。

（ア）特別支援学校向けプログラムの作成

高等部を対象にしたDV等暴力予防教育プログラムを作成（カスタマイズ）し実施した。

（イ）DV加害者更生プログラムの調査

国の動向や他県の取組状況等について調査した。加害者プログラムについての相談があった際は、近隣県で実施している団体の情報提供を行った。

（ウ）SNS等新たな相談手法の開発

SNSを活用した相談支援体制の確立に向けた検討を行った。内閣府が実施するSNS相談について、若年層への認知を図るため啓発に努めた。

（エ）DV被害者の心への修復的アプローチ

佐賀県公認心理師協会との連携について検討。

（オ）面会交流支援の仕組みづくり

佐賀県公認心理師協会との連携について検討。

5. 相談事業

①女性総合相談【佐賀県からの受託事業】

（ア）女性のための総合相談

女性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な問題について、電話や面談により女性の相談員が相談に応じた。同時に、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者が抱える複雑な問題についても相談に応じ、相談者のニーズに応じた支援を行った。

また、DVやストーカー、性暴力被害などの相談において、相談者の安全安心の確保と問題の早期解決のため、警察、病院、裁判所、行政窓口など他機関の紹介や取り次ぎを行うとともに、必要に応じて同行支援を行い、相談者の立場に立ったきめ細やかな支援に努めた。なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：火曜日～土曜日 9時～21時 日曜日・祝日 9時～16時30分
- 相談等件数：延5,035件
- 内 容：電話及び面談による相談、同行支援、証明書発行等

(イ) 女性のための法律相談

DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱える問題について、女性弁護士が面談に応じ、相談者の問題解決を支援した。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：毎月第1土曜日、第3木曜日 13時～16時（要予約）
- 相談件数：74件
- 内 容：面談による相談

(ウ) 女性のためのこころの相談

様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士又は公認心理師が面談に応じ、相談者の心のケアを図った。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：毎月第1木曜日、第3土曜日 14時～16時（要予約）
- 相談件数：28件
- 内 容：面談による相談

(エ) 女性のための市町出張相談

重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合等に、市町の要請に応じて、女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じる。また必要に応じて市町の相談員への助言等を行う。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等
- 実施日時：市町の要請に応じ、随時
- 相談件数：延2件
- 内 容：面談による相談

(オ) 相談員の研修等への参加

相談員の相談支援の知識・技術等向上のため、相談員に公的機関の実施する研修会等への参加機会を付与する。

- 対 象：女性総合相談員
- 期 間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 参加人数：延79人

②男性総合相談【佐賀県からの受託事業】

男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士又は公認心理師が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図った。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：様々な悩みを抱えた男性
- 開設日時：電話（毎週水曜日） 19 時～21 時
面談（毎月第 4 土曜日）※14 時～16 時（要予約）
- 相談件数：電話 延 99 件
面談 延 6 件
- 内 容：電話及び面談による相談

③ L G B T s に関する相談【佐賀県からの受託事業】

L G B T s に関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図った。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：L G B T s に関する悩みを抱えた方
- 開設日時：月 2 回（毎月第 2 土曜日、第 4 木曜日） 14 時～16 時
- 相談件数：延 41 件
- 内 容：電話による相談

④ 性暴力被害者支援事業【佐賀県からの受託事業】

犯罪被害の中でも、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者を、中長期的に支援した。

また、拠点病院及び関係機関の職員等を対象とした研修会を実施し、相談対応スキル等の向上を図った。

（ア）性暴力救援センター・さが（さが mirai）の運営

性暴力被害者からの相談を受け付ける「性暴力救援センター・さが（さが mirai）」を設置し、性暴力被害者の心身の早期回復を図るため、医療的、精神的、経済的支援等についてのコーディネートを実施した。

- 対 象：県内在住の性暴力被害者（以下、「被害者」という。）なお、急性期の医療支援については、居住地、被害地に関わらず被害者を支援の対象とする。
ただし、佐賀県警察本部が実施する公費負担制度の対象となった被害者については、当該事業からの費用負担対象外とする。

- 設置日時：平日 9 時～17 時はスタッフを配置し、電話や面談による相談に対応した。
それ以外の時間は、夜間休日対応コールセンターと連携し、対応を行った。

○ 支援内容

i) 相談支援

「性暴力救援センター・さが」及び「アバンセ女性総合相談」の 2 つの窓口で、被害者からの相談を受け付けた。

- 相談件数：性暴力救援センター・さが（延 249 件）女性総合相談（延 16 件）

ii) 医療支援

拠点病院及び連携医療機関において、被害者に対し、必要な医療措置を行った。

また、被害者の経済的な負担を軽減するため、初診料、性感染症検査料及び緊急避妊に係る費用等、被害者に必要と判断される医療措置に係る医療費を負担した。

- 支援件数：延 13 件

iii) 精神的支援

臨床心理士又は公認心理師によるカウンセリングを実施することにより、被害者の心的外傷の軽減を図った。

また、被害者が未成年の場合で、被害者の親または被害者を現に監護している者への支援が、被害者本人の回復に資すると判断される場合等においては、被害者の親等に対しても、同様のカウンセリングを実施した。

なお、被害者等の経済的な負担を軽減するため、カウンセリングに係る費用を負担した。

○ カウンセリング件数：延 41 件

(イ) 性暴力被害者支援員研修

相談対応スキル等を向上させるため、専門家による研修動画を配信した。

○ 対 象：拠点病院及び関係機関の性暴力被害者支援に携わる職員等

○ 配信期間：令和 6 年 2 月 28 日～令和 6 年 3 月 20 日（YouTube による録画配信）

○ 申 込 数：86 名

○ 視聴回数：134 回

6. 基金事業

①DV被害者等への支援【財団自主事業】

DVの被害に遭い、困難な状況にある女性のための、一時的な支援（食事の提供）や医療支援は対象者がなかったが、ステップハウスの確保は行った。

○ 対 象：県内在住のDV被害者等

○ 実 績：対象者なし

②女性健康応援事業【財団自主事業】

仕事に家庭に忙しい女性は、家庭や周囲のことを優先して、自分の健康については後回しになりがちである。このため、自分自身の健康（心身）について振り返れる相談窓口（相談会）を開設した。このことで、財団が実施している女性総合相談に結びつける事案は無かった。

○ 対 象：県内在住の成人女性

○ 期 日：①令和 5 年 9 月 16 日②令和 5 年 10 月 29 日③会場変更により中止

○ 会 場：アバンセ

○ 相談件数：93 名

③女性のための護身術講習【財団自主事業】

県内の 16 歳以上の女性を対象として、自分の身を守るための知識や技術を習得し、生活の中に潜む危険に気付く感覚を養うと共に、自尊感情を向上させるための講習会を開催予定だったが、講師体調不良のため中止。